

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年12月25日
【計算期間】	第19特定期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
【ファンド名】	東京海上MR F（マネー・リザーブ・ファンド）
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 債券 / M R F に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単位型投信 追加型投信	国 内	株 式 債 券	M M F
	海 外	不動産投信	M R F
	内 外	その他資産 ()	E T F
		資産複合	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル
	年2回	日本
	年4回	北米
	年6回 (隔月)	欧州
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性(高格付債)	年12回 (毎月)	アジア
		オセアニア
	日々	中南米
不動産投信	その他 ()	アフリカ
その他資産 ()		中近東 (中東)
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第8条第2号に規定する証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。

	資産複合	資産配分 固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分 変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年 1 回		目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回		目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回		目論見書または投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 6 回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（複数の新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド		目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ		社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替 ヘッジ	あり		目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし		目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象イン デックス	日経 2 2 5		目論見書または投資信託約款において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

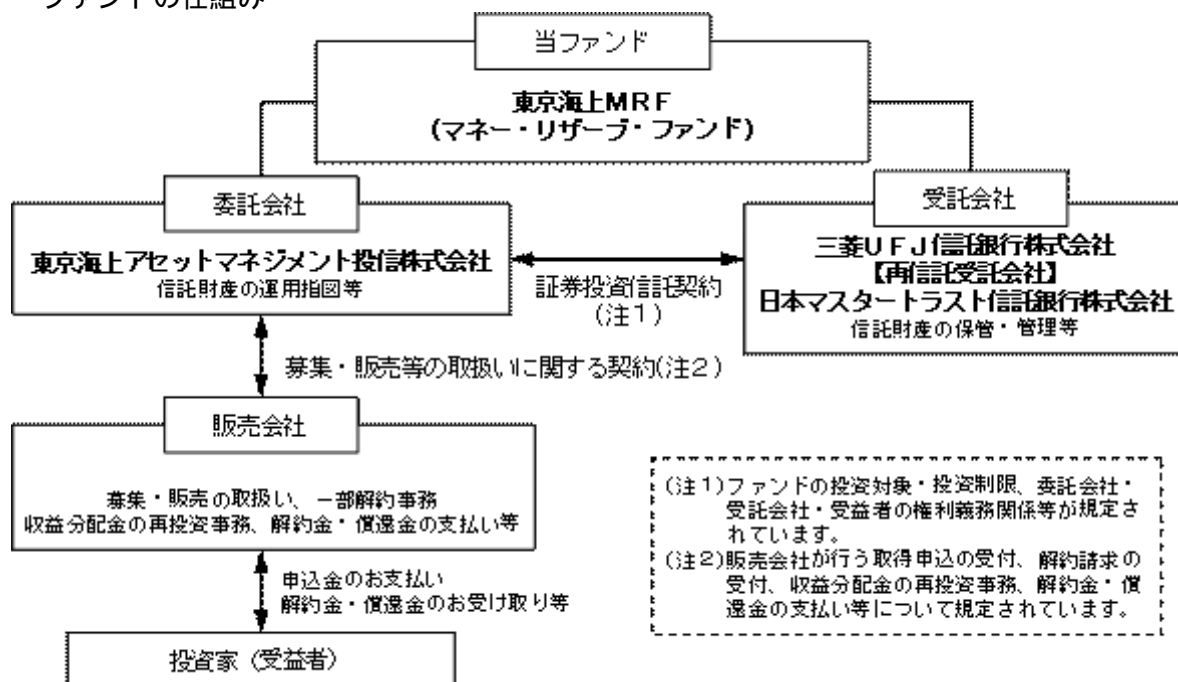
当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより5兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

当ファンドは、安定した収益の確保をめざしつつ、安全性、流動性に配慮した運用を行っており、購入・解約のお申込みが毎営業日可能です。毎日決算を行い、運用実績に応じて分配を行います。分配金は、1ヵ月分まとめて自動的に再投資されます。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成21年10月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年 6 月	投資一任業務認可取得
平成 3 年 4 月	国内および海外年金の運用受託を開始
平成10年 5 月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成19年 9 月	金融商品取引業者として登録

・大株主の状況（平成21年10月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針
当ファンドは、円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
2. 運用方法
 - (1) 主要投資対象
円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。
外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。
 - (2) 投資態度
内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。
私募により発行された有価証券および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行わないものとします。
市況動向、ファンドの資金動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

1. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。
 - (1) 国債証券
 - (2) 地方債証券
 - (3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除きます。）
 - (5) コマーシャル・ペーパー
 - (6) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(5)までの証券の性質を有するもの
 - (7) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第18号で定めるものをいいます。）
 - (8) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (9) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する信託の受益権のうち有価証券に表示されるべきもの
 - (10) 外国の者に対する権利で上記(9)の有価証券の性質を有するもの
 - (11) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第 1 項第 2 号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいいます。）

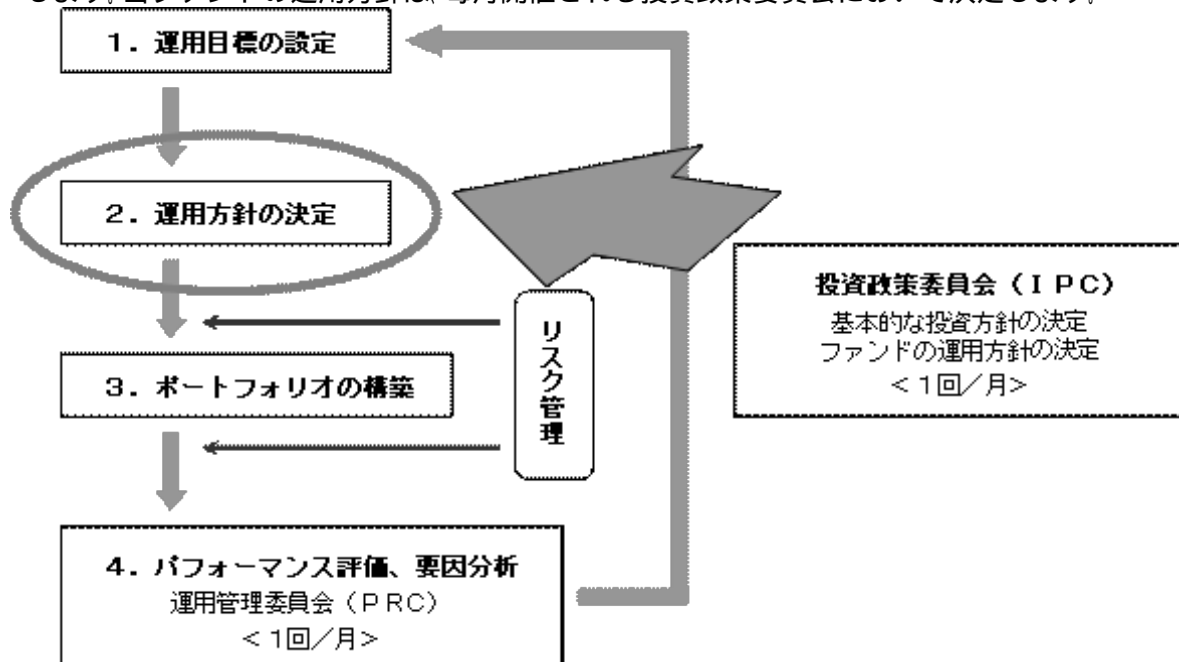
なお、(1)から(4)までの証券および(6)の証券または証書のうち(1)から(4)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- ・上記 1. に定める有価証券のうち、日本の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1 社以上の指定格付機関から A - 相当以上の長期格付または A - 2 相当以上の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。
2. 委託会社は、信託金を、上記 1. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) コール・ローン
 - (3) 手形割引市場において売買される手形
- ・上記 2. に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記 1. で定める適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」

といします。

3. 上記1.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき、円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資します。当ファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは運用第二部国内債券運用グループ（14名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（6名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書（SAS70）」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成21年10月末日現在）

(4)【配分方針】

毎日決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を分配します。

信託財産から生ずる利益（下記a.に掲げる収益等の合計額が下記b.に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（下記a.の合計額が下記b.の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）が生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

a. 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金。

b. 毎計算期間における信託報酬、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等（消費税および地方消費税をいいます。以下同じ。）に相当する金額、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他信託財産から支弁されるものとされている費用。

収益分配金は毎月1回最終営業日に、1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計金額）をまとめて、税金を差し引いた後、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に当ファンドに再投資されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、お支払いします。なお、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙、「運用の基本方針」）

- a. 日本の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。
- b. 取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。
- c. 信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入れ額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。下記 の規定にかかる公社債の借入の取引期間については、1年を超えないものとします。
- d. 有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
- e. 適格有価証券のうち、2社以上の指定格付機関からAA-相当以上の長期格付またはA-1相当以上の短期格付を受けているものもしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含みます。下記f.およびh.において同じ。）への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f. 適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。
- g. 上記e.およびf.の組入制限には、下記 の規定による借入債券を含むものとします。
- h. 適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記e.およびf.の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記e.またはf.の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- i. 上記e.からh.に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。
- j. 有価証券の貸付は、下記 の範囲で行います。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる上記「(2)投資対象」の規定を準用します。
- k. 公社債の借入は、下記 にしたがって行います。この場合において、借入ができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。
- l. 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

有価証券の貸付（約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記b.に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 公社債の貸付の指図は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲で行えるものとします。
- c. 上記b.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

公社債の借入（約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（約款第21条）

委託会社は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券について、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替リスクのヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

資金の借入（約款第29条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度額とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

(2) 期限前償還リスク・延長リスク

期限前償還リスク

期限前償還リスクとは、公社債等の発行体が満期前償還の権利を行使したために予定よりも早く投資が現金化されて当ファンドに戻ってくることによるリスクであり、典型的には金利下降局面で生じます。そのような場合、当ファンドは当初見込まれた投資収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券への再投資をせざるを得ない可能性があります。

延長リスク

延長リスクとは、公社債等の発行体が満期後に元本支払を延長する権利を行使したために予定よりも遅れて投資回収がなされるリスクであり、典型的には金利上昇局面で生じます。そのような場合、当ファンドはより利回りの高い証券への投資機会を失う可能性があります。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に円建ての短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

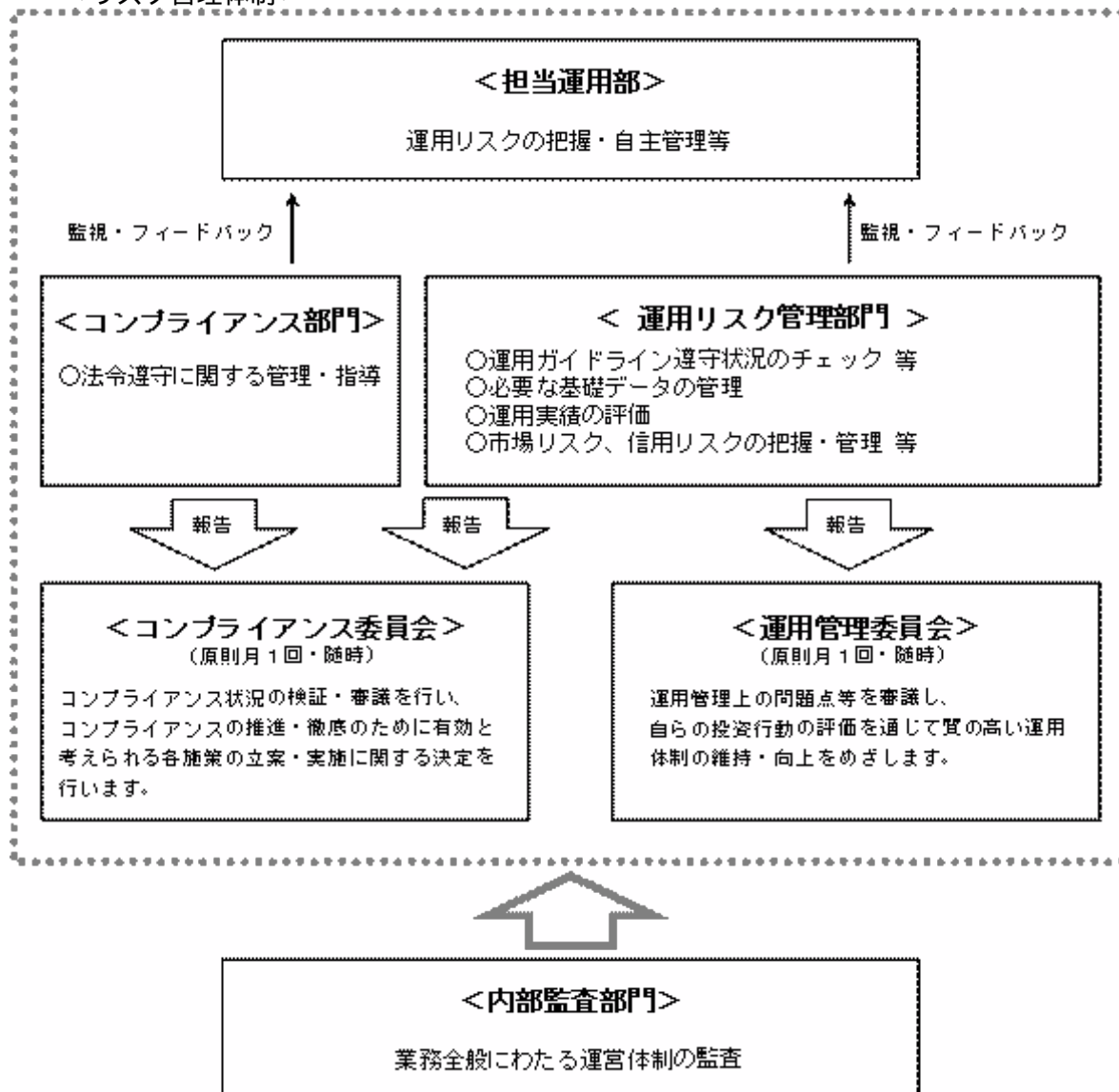
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制>



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の100以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。ただし、委託会社と受託会社の協議により、引き下げることがあります。

- a. 各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の11を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年10,000分の22以下の場合には、年10,000分の22の率とします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、当ファンドの日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が、年率0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率とします。
- c. 上記a. b.の規定にかかわらず、上記a. b.の規定により算出された日々の信託報酬率が信託報酬控除前の運用収益率（信託報酬控除前の運用収益率とは、元本1万口当たりの信託報酬控除前の純資産価額の元本1万円に対する収益率の年率とします。）に0.5を乗じて得た率を超える場合には、日々の信託報酬率は、当該運用収益率に0.5を乗じて得た率（当該運用収益率がマイナスの場合は零とします。）とします。

の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分は、信託報酬率の水準に応じて以下の通りとします。

- a. 信託報酬率が年10,000分の22以上100以下の場合

委託会社	信託報酬率から受託会社、販売会社の配分率を差し引いた率
販売会社	信託報酬率に63.637%を乗じた率
受託会社	信託元本が1兆円未満の部分 年10,000分の1.67 1兆円以上2兆円未満の部分 年10,000分の1.30 2兆円以上3兆円未満の部分 年10,000分の1.00 3兆円以上の部分 年10,000分の0.80

- b. 信託報酬率が年10,000分の22未満の場合

信託報酬率が年10,000分の22のときの配分割合に準じます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は毎日、信託財産の元本総額に年0.00105%（税抜0.001%）以内の率を乗じて計算し、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、公社債投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。確定申告の必要はありません。

なお、当ファンドは少額貯蓄非課税制度（マル優制度）適格の投資信託です。同制度を利用することができる受益者の一部解約金、収益分配金および償還金は、非課税となります。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われますが、所有期間に応じて法人税額から控除されます。

5 【運用状況】

以下は平成21年10月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	2,399,406,989	52.47
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		2,173,297,292	47.52
合計（純資産総額）		4,572,704,281	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還日	数量	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第23回国庫短期証券	日本	国債証券	0	2009/11/10	600,000,000	99.99	599,977,319	99.99	599,977,319	13.12
2	第30回国庫短期証券	日本	国債証券	0	2009/12/10	600,000,000	99.98	599,898,054	99.98	599,898,054	13.11
3	第37回国庫短期証券	日本	国債証券	0	2010/1/12	600,000,000	99.96	599,812,764	99.96	599,812,764	13.11
4	第4回国庫短期証券	日本	国債証券	0	2010/2/22	600,000,000	99.95	599,718,852	99.95	599,718,852	13.11

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
国債証券	52.47
合 計	52.47

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
平成12年 9月28日	4,640	4,640	1.0000	1.0000
平成13年 3月29日	5,928	5,928	1.0000	1.0000
平成13年 9月29日	8,857	8,857	1.0000	1.0000
平成14年 3月31日	4,224	4,224	1.0000	1.0000
平成14年 9月30日	4,215	4,215	1.0000	1.0000
平成15年 3月31日	2,248	2,248	1.0000	1.0000
平成15年 9月30日	2,387	2,387	1.0000	1.0000
平成16年 3月31日	2,493	2,493	1.0000	1.0000
平成16年 9月30日	2,420	2,420	1.0000	1.0000
平成17年 3月31日	2,642	2,642	1.0000	1.0000
平成17年 9月30日	5,200	5,200	1.0000	1.0000
平成18年 3月31日	2,874	2,874	1.0000	1.0000
平成18年 9月30日	2,839	2,839	1.0000	1.0000
平成19年 3月31日	3,120	3,120	1.0000	1.0000
平成19年 9月30日	2,835	2,835	1.0000	1.0000
平成20年 3月31日	3,006	3,006	1.0000	1.0000
平成20年 9月30日	3,445	3,445	1.0000	1.0000
平成21年 3月31日	5,487	5,487	1.0000	1.0000
平成21年 9月30日	5,355	5,355	1.0000	1.0000
平成20年10月末日	4,298	-	1.0000	-
平成20年11月末日	3,385	-	1.0000	-

平成20年12月末日	3,501	-	1.0000	-
平成21年 1月末日	3,765	-	1.0000	-
平成21年 2月末日	3,613	-	1.0000	-
平成21年 3月末日	5,487	-	1.0000	-
平成21年 4月末日	5,479	-	1.0000	-
平成21年 5月末日	4,645	-	1.0000	-
平成21年 6月末日	4,535	-	1.0000	-
平成21年 7月末日	4,568	-	1.0000	-
平成21年 8月末日	4,825	-	1.0000	-
平成21年 9月末日	5,355	-	1.0000	-
平成21年10月末日	4,572	-	1.0000	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金
平成12年 4月11日～平成12年 9月28日	0.0003740円
平成12年 9月29日～平成13年 3月29日	0.0013930円
平成13年 3月30日～平成13年 9月29日	0.0002630円
平成13年 9月30日～平成14年 3月31日	0.0000497円
平成14年 4月 1日～平成14年 9月30日	0.0000268円
平成14年10月 1日～平成15年 3月31日	0.0000334円
平成15年 4月 1日～平成15年 9月30日	0.0000432円
平成15年10月 1日～平成16年 3月31日	0.0000477円
平成16年 4月 1日～平成16年 9月30日	0.0000461円
平成16年10月 1日～平成17年 3月31日	0.0000166円
平成17年 4月 1日～平成17年 9月30日	0.0000089円
平成17年10月 1日～平成18年 3月31日	0.0000112円
平成18年 4月 1日～平成18年 9月30日	0.0005578円
平成18年10月 1日～平成19年 3月31日	0.0011528円
平成19年 4月 1日～平成19年 9月30日	0.0017682円
平成19年10月 1日～平成20年 3月31日	0.0016103円
平成20年 4月 1日～平成20年 9月30日	0.0016985円
平成20年10月 1日～平成21年 3月31日	0.0012751円
平成21年 4月 1日～平成21年 9月30日	0.0006558円

【収益率の推移】

年月日	収益率(%)（分配付）
平成12年 4月11日～平成12年 9月28日	0.03740
平成12年 9月29日～平成13年 3月29日	0.13930
平成13年 3月30日～平成13年 9月29日	0.02630
平成13年 9月30日～平成14年 3月31日	0.00497
平成14年 4月 1日～平成14年 9月30日	0.00268
平成14年10月 1日～平成15年 3月31日	0.00334
平成15年 4月 1日～平成15年 9月30日	0.00432
平成15年10月 1日～平成16年 3月31日	0.00477
平成16年 4月 1日～平成16年 9月30日	0.00461
平成16年10月 1日～平成17年 3月31日	0.00166
平成17年 4月 1日～平成17年 9月30日	0.00089

平成17年10月 1日～平成18年 3月31日	0.00112
平成18年 4月 1日～平成18年 9月30日	0.05578
平成18年10月 1日～平成19年 3月31日	0.11528
平成19年 4月 1日～平成19年 9月30日	0.17682
平成19年10月 1日～平成20年 3月31日	0.16103
平成20年 4月 1日～平成20年 9月30日	0.16985
平成20年10月 1日～平成21年 3月31日	0.12751
平成21年 4月 1日～平成21年 9月30日	0.06558

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成12年4月11日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成14年2月18日 ファンドの名称を「シュワブ東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」から「東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- b. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、税金を差し引いた後、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。
- c. 販売会社によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
なお、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得日は、販売会社が取得申込金の受領の確認をした時刻によって異なります。
 - 申込日の12時（正午）までに販売会社が申込金の受領の確認をした場合は、申込日が取得日となります。ただし、申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は当該申込日を取得日とする申込には応じないものとします。
 - 申込日において、販売会社が12時（正午）を過ぎて申込金の受領の確認をした場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、当該申込日の翌営業日以降、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が最初に1口当たり1円となった計算日の翌日が取得日となります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の前日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
 - 委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント投信 サービスデスク
0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- f. 取得申込にかかる手数料はありません。
- g. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- h. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- c. 解約請求は、1口単位で行うことができます。
- d. 当日解約の受付は、販売会社と受益者間の契約に定める解約等に関する時刻までとします。受付時間を過ぎてからの解約は翌営業日受付の取扱となります。
- e. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
信託財産留保額はありません。
- f. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
- g. 解約にかかる手数料はありません。
- h. 解約代金は、原則として解約請求受付日の翌営業日から、お支払いします。
- i. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- j. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

- k. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成12年4月11日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他」の「信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

信託期間中の各1日とします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の総口数が30億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記c.からe.の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。
- g. 信託契約を解約する場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更」d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができます。
- b. 変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b.からd.の規定にしたがいます。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

「投資信託及び投資法人に関する法律」第14条第1項第3号等の規定に基づき、当ファンドの運用報告書の作成・交付は行いません。

なお、当ファンドの運用状況につきましては、月次レポートを委託会社ホームページ（<http://www.tokiomarineam.co.jp>）に掲載・開示いたしておりますので、ご参照ください。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

a. 収益分配金の請求権

- (a) 収益分配金は、毎月1回最終営業日に、1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計金額）をまとめて、税金を差し引いた後、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に当ファンドに再投資されます。
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、お支払いします。なお、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- (b) 販売会社と自動けいぞく（累積）投資に関する契約を結んだ受益者が当該契約を解除する場合において、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、その際に受益者に支払います。この場合、収益分配金は、原則として当該請求受付日の翌営業日からお支払いします。
- (c) 信託終了時において受益者が保有する収益分配金があるときは、その際に受益者に支払います。この場合、収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします。
- (d) 上記(b)および(c)の収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b. 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名

義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

d. 買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、前特定期間（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）については改正前の、当特定期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、前特定期間（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）及び当特定期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

東京海上MR F(マネー・リザーブ・ファンド)

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成21年3月31日現在	当期 平成21年9月30日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	600,549	310,172
コール・ローン	89,000,000	156,000,000
国債証券	2,399,348,097	2,399,443,181
現先取引勘定	2,998,770,000	2,799,552,000
未収利息	8,341	8,277
流動資産合計	5,487,726,987	5,355,313,630
資産合計	5,487,726,987	5,355,313,630
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	21,402	14,994
未払受託者報酬	286	279
未払委託者報酬	3,472	3,389
その他未払費用	1	1
流動負債合計	25,161	18,663
負債合計	25,161	18,663
純資産の部		
元本等		
元本	5,487,701,765	5,355,294,801
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	61	166
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	5,487,701,826	5,355,294,967
純資産合計	5,487,701,826	5,355,294,967
負債純資産合計	5,487,726,987	5,355,313,630

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日	当期 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
営業収益		
受取利息	1,051,531	1,402,755
有価証券売買等損益	5,057,536	2,514,284
営業収益合計	6,109,067	3,917,039
営業費用		
受託者報酬	97,949	47,682
委託者報酬	1,192,405	579,740
その他費用	182	183
営業費用合計	1,290,536	627,605
営業利益又は営業損失（ ）	4,818,531	3,289,434
経常利益又は経常損失（ ）	4,818,531	3,289,434
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,818,531	3,289,434
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6	61
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	₁ 4,818,476	₁ 3,289,329
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	61	166

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日	当期 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として 時価で評価しております。時 価評価にあたっては、金融商 品取引業者、銀行等の提示す る価額（但し、売気配相場は 使用しない）、価格情報会社 の提供する価額又は日本証 券業協会発表の売買参考統 計値(平均値)等で評価して おります。	国債証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成21年3月31日現在	当期 平成21年9月30日現在
1. 1 期首元本額	3,445,041,905 円	5,487,701,765 円
期中追加設定元本額	6,393,652,280 円	3,051,185,767 円
期中一部解約元本額	4,350,992,420 円	3,183,592,731 円
2. 1 特定期間末日における 受益権の総数	5,487,701,765 口	5,355,294,801 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日	当期 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
1 分配金の計算過程 日々決算を行い、原則として信託財産から生 ずる利益の全額を収益分配金に充当してあ ります。なお、当期にかかる分配対象額の合 計額は4,818,537円、分配金額の合計額は 4,818,476円であります。	1 分配金の計算過程 日々決算を行い、原則として信託財産から生 ずる利益の全額を収益分配金に充当してあ ります。なお、当期にかかる分配対象額の合 計額は3,289,495円、分配金額の合計額は 3,289,329円であります。

(有価証券に関する注記)

前期（平成21年3月31日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	2,399,348,097	16,695
合 計	2,399,348,097	16,695

当期（平成21年9月30日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	2,399,443,181	10,332
合 計	2,399,443,181	10,332

(1 口当たり情報に関する注記)

前期 平成21年3月31日現在		当期 平成21年9月30日現在	
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額	1.0000円 10,000円)	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額	1.0000円 10,000円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種類	銘柄	額面総額	評価額	備考
国債証券	第 1 5 回国庫短期証券	600,000,000	599,976,264	
	第 2 3 回国庫短期証券	600,000,000	599,909,429	
	第 3 0 回国庫短期証券	600,000,000	599,821,644	
	第 3 7 回国庫短期証券	600,000,000	599,735,844	
国債証券合計		2,400,000,000	2,399,443,181	
合 計		2,400,000,000	2,399,443,181	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年10月30日現在

種類	金額
資産総額	4,572,721,161 円
負債総額	16,880 円
純資産総額 (-)	4,572,704,281 円
発行済数量	4,572,703,831 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0000 円

第 5 【設定及び解約の実績】

期	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
平成12年 4月11日から 平成12年 9月28日まで	6,227,123,602	1,587,515,533	4,639,608,069
平成12年 9月29日から 平成13年 3月29日まで	6,149,364,778	4,860,712,913	5,928,259,934
平成13年 3月30日から 平成13年 9月29日まで	20,016,544,124	17,087,336,691	8,857,467,367
平成13年 9月30日から 平成14年 3月31日まで	9,702,341,531	14,335,391,451	4,224,417,447
平成14年 4月 1日から 平成14年 9月30日まで	266,926,722	275,778,619	4,215,565,550

平成14年10月 1日から 平成15年 3月31日まで	446,232,946	2,412,863,063	2,248,935,433
平成15年 4月 1日から 平成15年 9月30日まで	349,901,083	211,465,671	2,387,370,845
平成15年10月 1日から 平成16年 3月31日まで	1,168,451,061	1,062,513,991	2,493,307,915
平成16年 4月 1日から 平成16年 9月30日まで	928,140,885	1,001,096,529	2,420,352,271
平成16年10月 1日から 平成17年 3月31日まで	2,499,427,539	2,277,451,063	2,642,328,747
平成17年 4月 1日から 平成17年 9月30日まで	3,413,057,046	854,399,870	5,200,985,923
平成17年10月 1日から 平成18年 3月31日まで	1,972,893,579	4,299,868,907	2,874,010,595
平成18年 4月 1日から 平成18年 9月30日まで	884,915,707	919,224,838	2,839,701,464
平成18年10月 1日から 平成19年 3月31日まで	1,212,984,439	932,497,476	3,120,188,427
平成19年 4月 1日から 平成19年 9月30日まで	2,708,500,612	2,993,684,733	2,835,004,306
平成19年10月 1日から 平成20年 3月31日まで	4,940,046,794	4,769,021,040	3,006,030,060
平成20年 4月 1日から 平成20年 9月30日まで	3,758,124,010	3,319,112,165	3,445,041,905
平成20年10月 1日から 平成21年 3月31日まで	6,393,652,280	4,350,992,420	5,487,701,765
平成21年 4月 1日から 平成21年 9月30日まで	3,051,185,767	3,183,592,731	5,355,294,801

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成21年10月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。平成19年3月26日に資本金を2億円から20億円に、発行済株式総数を2,300株から38,300株に変更しています。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部担当役員を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年10月30日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	4,572
追加型株式投資信託	82	1,250,914
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	83	1,255,486

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,231,477	4,040,877
前払費用	78,958	136,973
未収委託者報酬	975,961	1,017,789
未収収益	1,650,556	1,366,508
繰延税金資産	159,722	160,288
その他の流動資産	19,119	83,118
貸倒引当金	1,310	-
流動資産計	7,114,488	6,805,557
固定資産		
有形固定資産	* 1 301,094	* 1 118,857
建物	139,777	6,262
器具備品	161,316	112,594
無形固定資産	3,144	3,144
電話加入権	3,144	3,144
投資その他の資産	387,070	816,832
投資有価証券	59,508	30,879
関係会社株式	249,822	254,342
長期前払費用	3,307	6,823
敷金	-	383,034
繰延税金資産	71,521	138,839
その他の投資等	2,912	2,912
貸倒引当金	1	-
固定資産計	691,308	938,833
資産合計	7,805,796	7,744,390
負債の部		
流動負債		
預り金	10,917	14,278
未払金	* 2 722,165	* 2 782,984
未払手数料	230,963	213,598
その他未払金	491,202	569,385
未払費用	38,125	26,194
未払消費税等	98,198	26,542
未払法人税等	902,000	123,000
前受収益	34,111	1,698
賞与引当金	172,109	216,979
流動負債計	1,977,627	1,191,676
固定負債		
退職給付引当金	54,899	72,883
役員退職慰労引当金	8,500	12,750
固定負債計	63,399	85,633
負債合計	2,041,027	1,277,310
純資産の部		
株主資本	5,764,764	6,467,151
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	3,764,764	4,467,151
利益準備金	202,000	242,352
その他利益剰余金	3,562,764	4,224,798
繰越利益剰余金	3,562,764	4,224,798
評価・換算差額等	4	71
その他有価証券評価差額金	4	71
純資産合計	5,764,769	6,467,079
負債・純資産合計	7,805,796	7,744,390

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第24期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,986,650	3,843,253
投資顧問料	5,712,138	-
運用受託報酬	-	5,137,524
投資助言報酬	-	7,135
その他営業収益	1,926	1,992
営業収益計	9,700,715	8,989,906
営業費用		
支払手数料	1,203,618	1,012,684
広告宣伝費	55,886	59,868
公告費	-	3,496
調査費	2,319,345	2,425,675
調査費	699,568	1,162,650
委託調査費	* 1 1,619,777	* 1 1,263,024
委託計算費	110,847	95,430
営業雑経費	112,341	134,531
通信費	19,883	29,141
印刷費	70,131	81,503
協会費	4,174	5,455
諸会費	11,720	11,380
図書費	6,432	7,051
営業費用計	3,802,039	3,731,686
一般管理費		
給料	1,720,756	1,998,831
役員報酬	69,043	82,045
給料・手当	* 1 1,139,769	* 1 1,372,910
賞与	511,944	543,875
交際費	26,212	16,088
寄付金	-	100
旅費交通費	88,442	125,019
租税公課	36,874	33,414
不動産賃借料	198,237	255,339
役員退職慰労引当金繰入	4,100	4,250
退職給付費用	57,535	70,699
貸倒引当金繰入	322	-
賞与引当金繰入	172,109	216,979
固定資産減価償却費	71,152	86,566
法定福利費	203,509	251,833
福利厚生費	5,025	5,692
諸経費	288,103	331,355
一般管理費計	2,872,382	3,396,170
営業利益	3,026,293	1,862,050
営業外収益		
受取配当金	* 1 64,745	* 1 114,937
受取利息	0	0
雑益	830	2,236
営業外収益計	65,575	117,173
営業外費用		
雑損	4,002	3,668
営業外費用計	4,002	3,668
経常利益	3,087,865	1,975,555
特別利益		
貸倒引当金戻入益	-	1,311
投資有価証券売却益	252	60

特別利益計	252	1,371
特別損失		
建物除却損	1,556	-
器具備品除却損	2,777	190
臨時償却費	- * 2	125,463
投資有価証券売却損	252	4,037
特別損失計	4,585	129,691
税引前当期純利益	3,083,531	1,847,235
法人税、住民税及び事業税	1,393,927	809,153
法人税等調整額	80,358	67,832
法人税等合計	1,313,569	741,320
当期純利益	1,769,962	1,105,914

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第24期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	22,000	202,000
当期変動額		
剰余金の配当	180,000	40,352
当期変動額合計	180,000	40,352
当期末残高	202,000	242,352
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,772,802	3,562,764
当期変動額		
剰余金の配当	1,980,000	443,881
当期純利益	1,769,962	1,105,914
当期変動額合計	210,037	662,033
当期末残高	3,562,764	4,224,798
利益剰余金合計		
前期末残高	3,794,802	3,764,764
当期変動額		
剰余金の配当	1,800,000	403,528
当期純利益	1,769,962	1,105,914
当期変動額合計	30,037	702,386
当期末残高	3,764,764	4,467,151
株主資本合計		
前期末残高	5,794,802	5,764,764
当期変動額		
剰余金の配当	1,800,000	403,528
当期純利益	1,769,962	1,105,914
当期変動額合計	30,037	702,386
当期末残高	5,764,764	6,467,151
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	13	4
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	18	76
当期変動額合計	18	76
当期末残高	4	71
評価・換算差額等合計		
前期末残高	13	4
当期変動額		

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	18	76
当期変動額合計	18	76
当期末残高	4	71
純資産合計		
前期末残高	5,794,788	5,764,769
当期変動額		
剰余金の配当	1,800,000	403,528
当期純利益	1,769,962	1,105,914
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	18	76
当期変動額合計	30,018	702,310
当期末残高	5,764,769	6,467,079

重要な会計方針

第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第24期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年 3 月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5％相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ120千円減少しております。 (2) 長期前払費用 定額法 3．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。 (2) 長期前払費用 同左 3．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同左
4．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	4．消費税等の会計処理方法 同左

会計方針の変更

第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第24期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
（有形固定資産の減価償却方法の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ7,194千円減少しております。 -----	----- （リース取引に関する会計基準等） 当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第24期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
-----	（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より投資一任契約については「運用受託報酬」、投資顧問契約については「投資助言報酬」と表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在								
* 1．有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>201,815千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>182,625千円</td></tr> </table>	建物	201,815千円	器具備品	182,625千円	* 1．有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>348,681千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>245,286千円</td></tr> </table>	建物	348,681千円	器具備品	245,286千円
建物	201,815千円								
器具備品	182,625千円								
建物	348,681千円								
器具備品	245,286千円								
* 2．関係会社に対する主な資産・負債	* 2．関係会社に対する主な資産・負債								

区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。	区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。
未払金 110,735千円 (うち支配株主に対するもの 98,267千円) (うち子会社に対するもの 12,467千円)	未払金 461,031千円 (うち支配株主に対するもの 81,605千円) (うち子会社に対するもの 77,038千円) (うち関連会社に対するもの 302,387千円)

(損益計算書関係)

第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第24期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
* 1 . 関係会社との主な取引高は次の通りであります。	* 1 . 関係会社との主な取引高は次の通りであります。
給与・手当 427,876千円 委託調査費 1,134,095千円 受取配当金 64,723千円	給与・手当 422,098千円 委託調査費 1,237,338千円 受取配当金 114,937千円
-----	* 2 . 追加情報 臨時償却費は、本社の移転時に除却予定の 既存設備・造作等について臨時償却した ものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成19年3月31日 現在	増加	減少	平成20年3月31日 現在
普通株式（株）	38,300	-	-	38,300

2 . 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年11月27日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,800,000千円
1株当たり配当額	46,997円
基準日	平成19年 3 月31日
効力発生日	平成19年11月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成20年 6 月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	403,528千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,536円
基準日	平成20年 3 月31日
効力発生日	平成20年 7 月 1 日

第24期（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	平成20年3月31日 現在	増加	減少	平成21年3月31日 現在
普通株式（株）	38,300	-	-	38,300

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 403,528千円

1株当たり配当額 10,536円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成21年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 452,667千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 11,819円

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年7月1日

(有価証券関係)

第23期 平成20年3月31日現在				第24期 平成21年3月31日現在			
１．その他有価証券で時価のあるもの				１．その他有価証券で時価のあるもの			
区分	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの				貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの			
証券投資 信託	3,000	3,046	46	証券投資 信託	-	-	-
小計	3,000	3,046	46	小計	-	-	-
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも の				貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも の			
証券投資 信託	26,500	26,462	37	証券投資 信託	1,000	879	120
小計	26,500	26,462	37	小計	1,000	879	120
合計	29,500	29,508	8	合計	1,000	879	120
２．時価評価されていない有価証券				２．時価評価されていない有価証券			

区分	貸借対照表 計上額	区分	貸借対照表 計上額
(1) 子会社株式及び関連会社 株式		(1) 子会社株式及び関連会社 株式	
子会社株式	221,595千円	子会社株式	221,595千円
関連会社株式	28,227千円	関連会社株式	32,747千円
合計	249,822千円	合計	254,342千円
(2) その他有価証券		(2) その他有価証券	
非上場株式	30,000千円	非上場株式	30,000千円

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	区分	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売却額	20,999千円	売却額	24,523千円
売却益の合計額	252千円	売却益の合計額	60千円
売却損の合計額	252千円	売却損の合計額	4,037千円

(退職給付関係)

第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 退職金制度及び確定拠出年金制度を採用して おります。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項	2. 退職給付債務に関する事項
退職給付債務 54,899千円	退職給付債務 72,883千円
退職給付引当金 54,899千円	退職給付引当金 72,883千円
3. 退職給付費用に関する事項	3. 退職給付費用に関する事項
勤務費用 40,840千円	勤務費用 48,489千円
確定拠出年金への掛金支払額 16,694千円	確定拠出年金への掛金支払額 22,209千円
退職給付費用 57,535千円	退職給付費用 70,699千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務の計算は簡便法を採用して おり、確定拠出年金部分を除く退職給付費用 は「勤務費用」に計上しております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	3,458千円	5,187千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	22,338千円	29,656千円
未払金(出向者)	10,412千円	11,983千円

賞与引当金損金算入限度超過額	70,031千円	88,288千円
未払法定福利費否認	6,285千円	8,174千円
未払事業所税否認	2,302千円	2,740千円
未払事業税否認	69,534千円	12,606千円
未払委託調査費	-	31,346千円
負担金見積計上分	-	4,332千円
ソフトウェア償却超過額	45,371千円	52,539千円
貸倒引当金	533千円	-
臨時償却費	-	51,051千円
未払確定拠出年金	623千円	816千円
電話加入権	355千円	355千円
その他有価証券評価差額金	-	48千円
繰延税金資産小計	231,247千円	299,128千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	231,247千円	299,128千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3千円	-
繰延税金負債合計	3千円	-
繰延税金資産の純額	231,244千円	299,128千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	同左

(関連当事者情報)

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等
重要な取引はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等
重要な取引はありません。

(3) 子会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決 権の 所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連 会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・London	300千	金融商 品取引 業	直接 50%	兼任 1名	運用の 再委任	委託 調査費	917,131	未払金	290,913

* 取引条件は、一般的な取引条件と同等であります。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(4) 兄弟会社等
重要な取引はありません。

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

重要な取引はありません。

（2）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・London	300千	金融商品取引業	直接50%	運用の再委任 役員の兼任	委託調査費	946,947	未払金	302,387

* 取引条件は、一般的な取引条件と同等であります。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

（3）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

重要な取引はありません。

（4）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

（1）親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

	第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1株当たり純資産額	150,516円18銭	168,853円25銭
1株当たり当期純利益金額	46,213円13銭	28,875円06銭

	(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 1,769,962千円 普通株主に 帰属しない金額 - 普通株式に係る 当期純利益 1,769,962千円 期中平均株式数 38,300株	(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 1,105,914千円 普通株主に 帰属しない金額 - 普通株式に係る 当期純利益 1,105,914千円 期中平均株式数 38,300株
--	---	---

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「関係者」に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成21年３月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成21年３月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（ ）	事業の内容
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき 損害保険業を営んでいます。

() 平成21年３月末日現在。

２【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

３【資本関係】

東京海上日動火災保険株式会社は、委託会社の株式の100％を直接保有しており、親会社となっております。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成21年 6 月30日
有価証券報告書	平成21年 6 月30日
有価証券報告書の訂正報告書	平成21年 4 月14日
臨時報告書	平成21年 4 月10日 平成21年 7 月10日

独立監査人の監査報告書

平成21年11月11日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上MR F（マネー・リザーブ・ファンド）の平成21年4月1日から平成21年9月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上MR F（マネー・リザーブ・ファンド）の平成21年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奈良 昌彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上MR F（マネー・リザーブ・ファンド）の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上MR F（マネー・リザーブ・ファンド）の平成21年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた 監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鶴田 光夫
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	奈良 昌彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。